

第78 民法相続編の改正

婚外子にも平等の相続権を与える。最高裁判平成25年9月4日判決から始まった民法相続編の改正だが、改正事項は的外れを通り越し、改悪としか言いようがない項目が並ぶ。

配偶者居住権という制度を新設したが、誰が利用するのだろうか。仲の良い家族であれば配偶者は居宅の土地建物を相続すれば良い。仲の悪い家族であれば配偶者居住権を認める遺産分割は成立しないだろう。そもそも20年、30年と住み続ける居宅について、無償使用という不安定な権利で安心できるだろうか。

遺留分を金銭請求に限ったので、義務者は資金を準備しなければならない。資金を準備するために相続財産を売却すれば譲渡所得課税の対象になる。自宅を第三者に遺贈されてしまっても、従前であれば配偶者は自宅の共有持分を有したが、改正後は金銭請求権しか持たない。

遺留分の請求を10年間に限ったのは進歩だと思うが、しかし、特別受益の計算には贈与の全てが累計され、その評価を相続時点にすることに改正はない。父親に退職金を支払い、株価を下げて、持株を息子に贈与する。その後、息子の経営努力で株式評価額が増額した場合でも、増額分は特別受益に含まれてしまう。なぜ、特別受益や遺留分の計算に贈与時点の評価額を採用しないのか。

そもそも配偶者の相続分を2分の1にして、残りを子ども達の相続分とすることが正しいのか。妻には、婚姻期間中に夫婦で獲得した財産の2分の1を実質持分として財産分与にするというのが離婚訴訟の実務だ。相続時の取り分が2分の1では、妻は、自己の実質持分を取り戻すだけであって、相続分はゼロという理屈になってしまう。

明治31年7月16日に施行された民法は基本構造において時代に遅れている。遺言について伝染病隔離者の遺言（民法977条）、在船者の遺言（同978条）、船舶遭難者の遺言（同979条）などを残す必要があるのか。これらはフランス民法（ナポレオン法典）を翻訳したという歴史的な残滓だと思う。大航海時代、伝染病（ペスト）で国民の多くが死亡した。フランスの第三身分（平民）の大部分は文字が書けない。そのような時代背景から必要になった遺言方法だろう。

相続では親の借金を引き継ぐ単純承認を原則とするのが日本の民法だが、これは江戸時代の文化を承継した結果ではないのか。気付かないうちに親の借金を引き継いってしまったという悲劇を防ぐためには、限定承認を原則にすべきだと思う。自筆証書遺言について目録をパソコンで作成することを認めたのは進歩だとしても、認知症などが当たり前の時代には、信託に倣い、撤回できない遺言という制度の導入も必要だったと思う。

不出来な民法を上手に使いこなす。

実務家の知恵は改正前にも増して必要になる。